第10回　北上川上流大規模氾濫減災協議会

資料－3

# 次期取組方針の作成に向けて

令和7年6月27日

東北地方整備局　岩手河川国道事務所

# 令和7年度出水期に向けた「減災協」の運用



○これまでの「北上川上流の減災に係る取組方針」については、令和7年度までに取り組む目標を掲げ取り組んできたが、対象期間が令和7年度で終了するため、「取組方針の見直し」を行う。

国水計調第６号
国水情第２号
国水環保第１号
令和７年５月13日

各地方整備局　河川部長　殿
北海道開発局　建設部長　殿
沖縄総合事務局　開発建設部長　殿

国土交通省　水管理・国土保全局
河川計画課　河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課　河川保全企画室長
（公印省略）

令和７年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年３月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の９及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところです。

今般、令和７年出水期を迎えようとしているところであり、協議会の開催に当たっては、下記について留意いただきますようお願いいたします。

記

1.　協議会の取組事項

（１）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところです。

近年、毎年のように日本各地で発生する激甚な水害を踏まえると、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築等、協議会の重要性はますます高まっています。出水対策を進めるにあたっては、協議会の枠組みや、これらに関連した行政機関とマスメディアとの連携の場（メディア連携協議会）などを十分活用し、多くの関係者との連携強化に努めてください。

1

（２）連携体制の構築及び協議会での共有事項について

当該河川の存する市町村の長は、当該対象河川沿川の高齢者の避難等を含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、引き続き高齢者福祉部局等と連携を図るよう調整をお願いいたします。

2.　協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記７．（１）協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す事項についても取組をお願いいたします。なお、すでに今期の協議会を開催済みの場合には、関係者間で本通知の内容を共有いただくようお願いいたします。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行っていただくようお願いいたします。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね５年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしています。令和７年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、令和７年度中に「地域の取組方針」を見直すようお願いいたします。

・水害対応タイムラインの見直し

これまでに作成した水害対応タイムラインの関係機関との確認や、出水対応や訓練の際に明らかとなった課題の共有及びその課題に基づくタイムラインの見直し、更には流域タイムラインの作成の場として、協議会等の活用をお願いいたします。

なお、広域避難を計画している沿川市町村がある場合は、協議会等において、すでに水害対応タイムライン等を活用し、広域避難のきっかけとなる河川情報を提供するタイミング等について認識共有を図っている場合があります。広域避難の計画の検討において、水害対応タイムラインの見直し内容も含め、河川事務所等の知見を共有するなど、引き続き日頃からの備えの共有をお願いいたします。

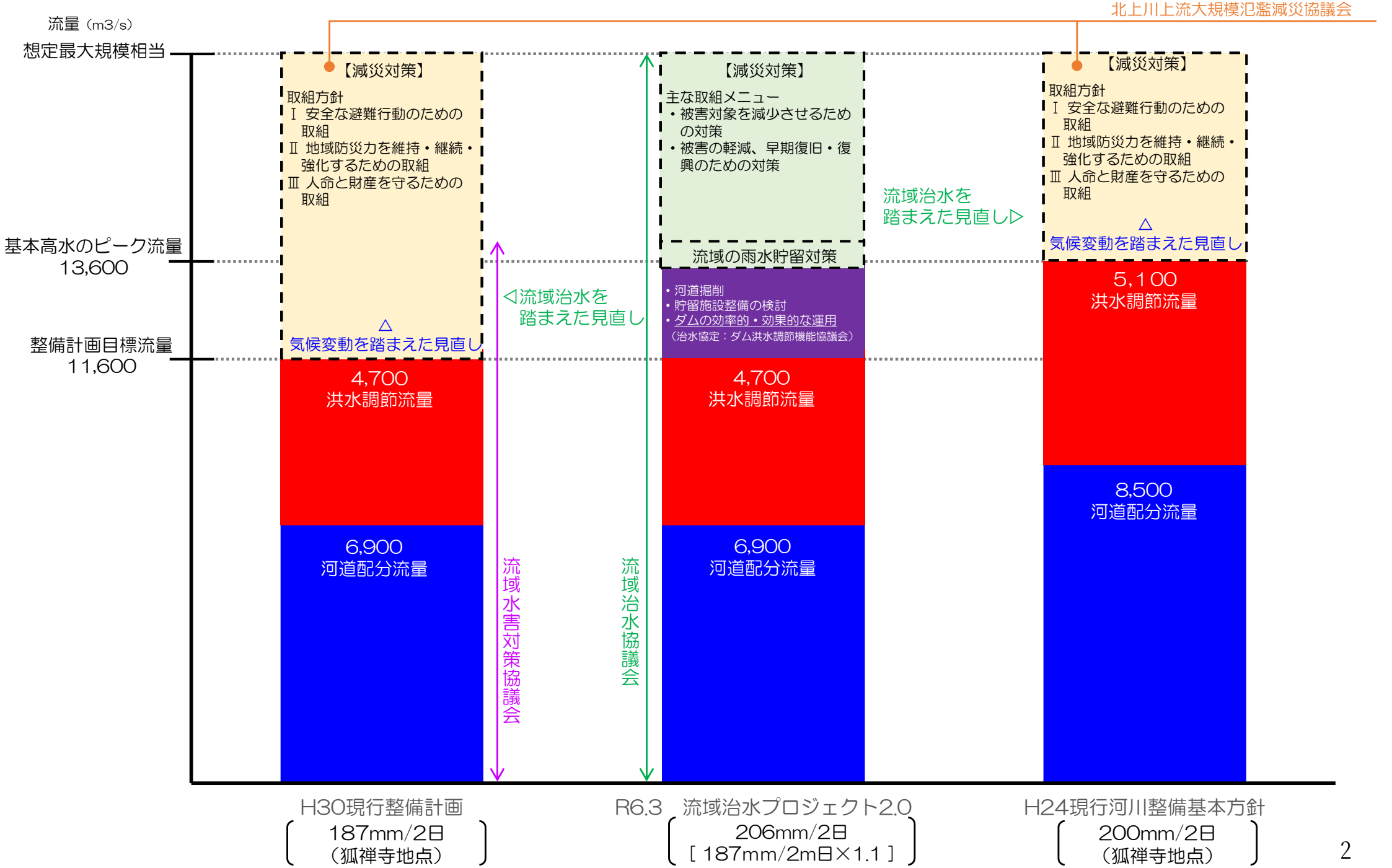
・WEB会議ツールの活用による危機感共有

洪水時における関係機関への通知、情報提供及び関係自治体へのホットラインなどにおいて、協議会構成員間で危機感が共有できるように WEB 会議ツールを積極的に活用するようお願いいたします。

2

# 北上川上流の水害を軽減させる治水対策と減災対策





# 北上川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図（上流）】

## ～東北一広大な流域と上下流の特徴的な地形特性を踏まえた河川整備と森林や農地等を活用した治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、北上川水系においては、広大な森林面積や地域の主産業（農業等）などの地域特性を考慮し、河川整備に併せて、森林整備、治山対策や農地等の活用などの流域治水の取り組みを実施していくものとし、更に国管理区間においては、気候変動（２℃上昇時）下でも目標とする治水安全度を維持するため、降雨増加量（雨量1.1倍）を考慮した戦後最大洪水である昭和22年9月洪水を安全に流下させることを目指す。

○ 北上川流域では、気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を実現するため、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」）の検討を行い、更なる治水対策を推進する。

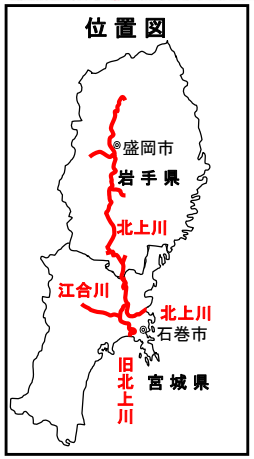
○ 想定される浸水区域の中に地域産業の安全・安心を下支えする様々な工場もあり、流域の生業と暮らしを併せて水害から守るため、今後も河道掘削を継続実施していくとともに、新たな貯留区域の検討や護岸整備などの対策を行い、あらゆる関係者が協働して流域治水に取り組む。

○ ハード整備については、親水護岸など水辺と触れ合える環境整備、地域の歴史と文化を反映した賑わい水辺空間の創出の検討も併せて取り組む。

（国）堤防整備・強化、河道掘削、護岸整備、貯留施設整備、ダムの効率的・効果的な運用検討、既存砂防堰堤の機能改良・流木対策検討
（県）広域河川改修事業、河道掘削、堤防整備の検討、木賊川遊水地整備、貯留区域の検討
（国）貯留施設整備の検討
（市・町）普通・準用河川整備促進、下水道幹線・排水施設の整備、公園貯留の検討、施設の耐水化検討、田んぼダム・ため池の検討、防災調節池整備、貯留区域の検討
（市・町）防災マップ、ハザードマップの更新検討
普通河川整備促進：盛岡市、北上市、八幡平市、奥州市、紫波町、矢巾町、平泉町
（市・町）指定河川洪水予報の発表、防災通信環境の整備、避難所の環境整備
準用河川整備促進：盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手町、平泉町
施設の耐水化検討：盛岡市
公園貯留の検討：盛岡市、紫波町
下水道幹線の整備：盛岡市、一関市
災害リスクを考慮した立地適正化計画の策定、見直し検討：花巻市、北上市、八幡平市、雫石町
排水施設の整備：盛岡市、花巻市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町
住民避難にかかる普及啓発・環境整備及び関係機関との連絡体制構築検討：盛岡市
ワンコイン浸水センサの整備：盛岡市、紫波町




### 位置図




### ●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
・堤防の整備・強化、遊水地整備、貯留施設整備の検討、既存砂防堰堤の機能改良・流木対策検討、河道掘削、護岸整備、準用河川・普通河川の整備促進、北上川上流ダム再生事業、事前放流の実施、ダムの堆砂対策、流木・土砂流出抑制対策、ダムの効率的・効果的な運用検討、河川管理の高度化・効率化（3次元点群データの活用等）
・排水路整備、排水能力の増強、雨水排水ポンプ増設、下水道幹線の整備
○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
・駐車場の透水性舗装、公園貯留
・水源林造成事業による森林の整備・保全
・田んぼダム・ため池の検討
・防災調節池整備の検討
○溢れることも考慮した減災対策の推進
・排水機場の適正な維持管理、施設の耐水化
○既存ストックの徹底活用
・貯留区域の検討

### ●被害対象を減少させるための対策

○氾濫域での対策
・居住誘導区域、都市機能誘導区域の随時見直し、居住誘導促進
・災害危険区域の指定

### ●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
・ハザードマップ作成・周知・更新
・ワンコイン浸水センサの整備
・浸水深標識の設置
○多面的機能を活用した治水対策の推進
・災害時の計画作成
・適時的確な防災気象情報の発表
・気象予測の高度化
・避難所の環境整備
・指定河川洪水予報の発表、防災通信環境の整備

凡例
堤防整備
堤防強化
河道掘削
大臣管理区間

凡例
想定される水深
0.5m未満の区域
0.5～1.0m未満の区域
1.0～3.0m未満の区域
3.0～5.0m未満の区域
5.0～10.0m未満の区域
10.0m以上の区域

※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

# 北上川水系（北上川上流）流域治水プロジェクトにおける取組メニュー



| 主な取組メニュー | 主な取り組み項目 | 対策メニュー | 実施主体 | 短期 | 中期 | 中長期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策 | 洪水氾濫対策 | 堤防整備 | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 堤防強化 | 国 | ■ | ■ | ■ |
| | | 河道掘削 | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 一関遊水地整備 | 国 | ■ | ■ | |
| | | 北上川上流ダム再生 | 国 | ■ | ■ | |
| | | 簗川ダム建設 | 県 | ■ | | |
| | | 準用河川の整備促進 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 普通河川の整備促進 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | 内水氾濫対策 | 排水施設の整備 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 施設の耐水化 | 市町 | ■ | ■ | |
| | | 排水路の整備 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 下水道幹線の整備 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | 土砂災害対策 | 流木・土砂流出抑制対策（土砂災害対策） | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | 流水の貯留機能の拡大 | 事前放流等の実施 | 国・県・企業 | ■ | ■ | ■ |
| | 流域の雨水貯留機能の向上 | 駐車場の透水性舗装 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 公園貯留 | 県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | ため池やクリーク（農業用水路）の利用 | 県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水田貯留（支援含む） | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 森林整備 | 林野庁・県・市町<br>森林整備センター | ■ | ■ | ■ |
| | | 流木・土砂流出抑制対策（治山対策） | 県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 防災調整池等の雨水施設・浸透施設の整備 | 市町 | ■ | | |
| ②被害対象を減少させるための対策 | 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 | 災害危険区域の指定 | 市町 | ■ | | |
| | | 災害リスクを考慮した立地適正化計画の策定・見直し | 市町 | ■ | | |
| ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 土地の水災害リスク情報の充実 | 想定最大規模降雨による水害リスク（浸水想定区域図等）の作成・公表 | 県 | ■ | ■ | ■ |
| | | ダム下流部における想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成 | 県 | ■ | ■ | ■ |
| | 避難体制等の強化 | 避難場所への誘導標識整備 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 洪水・内水ハザードマップの見直し | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | ホットライン連絡体制の構築 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水位周知河川の指定拡大 | 県 | ■ | | |
| | | 広域避難を含む連携体制の検討 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 想定最大規模降雨によるハザードマップや水害リスクに関する情報の住民周知 | 市町 | ■ | ■ | ■ |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。
また、対策メニューについても、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# 北上川水系（北上川上流）流域治水プロジェクトにおける取組メニュー

北上川上流
大規模氾濫減災協議会　岩手河川国道事務所

| 主な取組メニュー | 主な取り組み項目 | 対策メニュー | 実施主体 | 短期 | 中期 | 中長期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 避難体制等の強化 | 洪水による浸水実績等の住民周知 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 「まるごとまちごとハザードマップ」の現地表示の拡大・促進 | 国・市町 | ■ | | |
| | | 河川監視カメラの画像・映像などの災害情報の積極的な配信の充実。 | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況や災害情報を把握・伝達・共有するための基盤整備の強化 | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 住民への情報伝達体制の充実<br>（防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等） | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | ICTを活用した洪水、防災に関する各種情報発信の充実 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 住民の避難行動につながるダム放流情報の充実 | 国・県 | ■ | | |
| | | 水害対応「タイムライン」への改善や見直し | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 県管理河川における水害対応「タイムライン」の作成 | 県・市町 | ■ | | |
| | | 「他機関連携型タイムライン」を順次展開 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 「マイ・タイムライン」の普及促進 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 要配慮者利用施設等の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の促進 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 住民参加型の実践的な訓練の実施 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 要配慮者利用施設等の所管部局との連携、共助の仕組み強化 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 地域包括センター、避難所及び集会所に水害リスクの掲示 | 県・市町 | ■ | | |
| | | 水害リスク（ハザードマップ）や防災に関する知識の普及 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | ダムや堤防など防災施設に関する知識の普及 | 国・県 | ■ | ■ | ■ |
| | | 教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化 | 国・県・市町 | ■ | | |
| | | 水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所（重要水防箇所など）の確実な伝達 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水防体制の確保、強化を図る継続的な取組 | 市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水防訓練などの演習、訓練の充実 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水防団間での連携、協力の充実 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 浸水想定区域内にある重要施設などへの情報伝達の充実 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 浸水被害軽減地区の指定 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 水防資機材等の確認・補充・強化を実施、河川防災ステーションの活用 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |
| | | 浸水想定区域における防災拠点や排水機場、災害拠点病院等の機能性確保、耐水化 | 国・県・市町 | ■ | ■ | ■ |

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。
また、対策メニューについても、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# 令和7年度大規模氾濫減災協議会_取組方針(案)



## 現行取組方針

Ⅱ．地域防災力を維持・継続・強化するための取組

■PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|---|---|
| ⑮水害対応「タイムライン」の改善や見直し | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>北上川ダム統合管理事務所<br>気象台、岩手県、市町 |
| ⑯県管理河川における水害対応「タイムライン」作成 | 令和７年度まで | 岩手県、気象台、市町 |
| ⑰「他機関連携型タイムライン」を順次展開 | 令和７年度まで | 全構成機関 |
| ⑱「マイタイムライン」の普及促進 | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>岩手県、市町 |
| ⑲要配慮者利用施設等の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の促進 | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>岩手県、市町 |
| ⑳住民参加型の実践的な訓練の実施 | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>気象台、岩手県、市町 |
| ㉑要配慮者利用施設等の所管部局との連携、共助の仕組み強化 | 令和７年度まで | 岩手河川国道事務所<br>岩手県、市町 |
| ㉒地域包括センター、避難所及び集会所にハザードマップ等の水害リスクを掲示 | 随時 | 市町 |



要配慮者利用施設等の避難確保計画作成




マイタイムライン ワークショップ

## 次期取組方針案

Ⅱ．地域防災力を維持・継続・強化するための取組

■PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|---|---|
| ⑮水害対応「タイムライン」「流域タイムライン」の改善や見直し | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>北上川ダム統合管理事務所<br>気象台、岩手県、市町 |
| ⑯県管理河川における水害対応「タイムライン」の改善や見直し | 随時 | 岩手県、気象台、市町 |
| ⑰「多機関連携型タイムライン」の改善・見直し | 随時 | 全構成機関 |
| **⑱浸水想定区域内の地区におけるマイタイムライン／コミュニティタイムラインの取組の実施率100%** | **令和9年度まで** | **岩手河川国道事務所<br>岩手県、市町** ※ |
| ⑲要配慮者利用施設等の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」の促進 | 随時 | 岩手河川国道事務所<br>岩手県、市町 |
| ⑳住民参加型の実践的な訓練の実施 | 随時 | 岩手河川国道事務所、<br>気象台、岩手県、市町 |
| ㉑要配慮者利用施設等の所管部局との連携、共助の仕組み強化 | 令和12年度まで | 岩手河川国道事務所、<br>岩手県、市町 |
| ㉒地域包括センター、避難所及び集会所にハザードマップ等の水害リスクを掲示 | 随時 | 市町 |

※実施率の達成条件(案)：
①市町村毎に対象地区を選定（県管理区間の浸水想定区域を含む）
②各地区において、自主防災組織や地域住民を対象にマイタイムラインやコミュニティタイムラインに係る勉強会等を行う、または対象地区のマイタイムラインを作成して各戸配布する。
③上記により、その地区では達成とする（地区単位）。

# 水害リスク情報の充実（浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消）（1／2）



○ 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
○ 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
○ 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

## ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川（約6割）、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村（約9割）が水害リスク情報の空白域。

水害リスク情報の空白域における水害事例



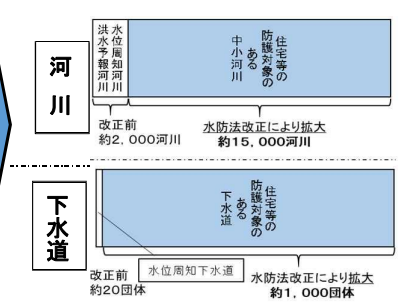
丸森町（字神明南地内）の被災状況
（令和元年東日本台風）



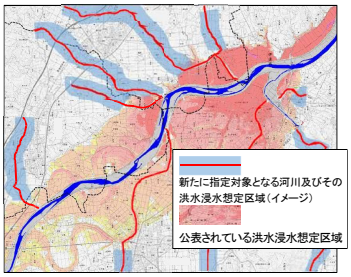
中心市街地の浸水
（令和元年8月の前線に伴う大雨）

## ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

・河川（洪水浸水想定区域）では約15，000河川、下水道（雨水出水浸水想定区域）では約1，000団体が新たに指定対象として追加。



浸水想定区域（洪水及び雨水出水）の指定対象数



指定対象河川の拡大イメージ

| | 浸水想定区域図 | ハザードマップ |
|---|---|---|
| 河　川（洪水） | 令和7年度までに完了※ | 令和8年度までに完了目標 |
| 下水道（雨水出水） | 令和7年度までに約800団体完了※ | 浸水想定区域図作成後速やかに作成 |

※　第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

# 水害リスク情報の充実（浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消）（2／2）



○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の取組
・河川事業（ハード整備）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
・下水道の浸水対策事業（ハード整備）の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4度より
基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

## ■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

| | 河川（洪水） | | 下水道（雨水出水） | |
|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 水害リスク情報整備推進事業 | | 内水浸水リスクマネジメント推進事業 | |
| | 浸水想定区域図 | ハザードマップ※ ※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1／3以上を負担する場合に限る。 | 浸水想定区域図 | ハザードマップ |
| 実施主体 | 都道府県 | 市町村 | 都道府県、市町村 | 市町村 |
| 補助率 | 1／3 | | 1／2 | |
| 支援期間 | 令和7年度まで | 令和8年度まで | ― | |
| 対象 | 全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川 | | 下水道事業（都市下水路を含む）を実施する全ての地方公共団体 | |
| 備考（その他注意事項等） | ○ 支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。<br>○ 令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。 | | ○ 浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。<br>○ 令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 ※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。 | |

# 減災に係る取組方針の取組状況（令和3～7年度）



